

令和6年第1回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日	時	令和6年1月26日
		13時30分～15時57分
会	場	海老名市役所 6階議員全員協議会室

令和6年第1回海老名市農業委員会定例総会

令和6年1月26日「令和6年第1回海老名市農業委員会定例総会」を議員全員協議会室に招集した。

招集委員は14名、応召委員は14名で次のとおりである。

1番 深澤 伸治	2番 宮基 功	3番 澤地 正典	4番 井上 勝
5番 鈴木 守	6番 岩壁 正和	7番 三廻部 茂	8番 波多野 寛
9番 市川 和美	10番 小松 佐一	11番 鈴木 徹	12番 橋本 保
13番 青木 莊一	14番 牛村 律子		

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 本多 洋	16番 大貫 信夫	17番 重田 政一	18番 西海 正義
19番 西山 勝敏	20番 鴨志田ひろし		

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 秦 芳生、主幹兼管理係長 尾山 剛、主任主事 榎田 晃、
主 事 高野 栞

会議事項は次のとおりである。

日程第1	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2	議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
日程第3	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4	議案第4号	引き続き農業を行っている旨の証明について
日程第5	議案第5号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
日程第6	議案第6号	農用地利用集積計画（案）について「貸し借り」

審議事項は次のとおりである。

- (1) 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に係る意見書について
- (2) 農地造成工事施工届出書について
- (3) 農地の使用貸借権の解約について

- (4) 農業用施設用地に係る転用届出について
- (5) 生産緑地の斡旋について
- (6) 農地転用届出による専決処分について

会長が開会を宣言した。（開会の時間：午後1時30分）

【議長】 ただいまの出席委員は14名です。また、農地利用最適化推進委員6名が出席をしております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、海老名市農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員を指名させていただきますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 異議なしですので、11番委員と12番委員を指名いたします。

それでは、議案書3ページから5ページ、4. 報告事項の（1）活動状況、（2）農地異動状況、（3）県許可の状況について、事務局からそれぞれ説明をお願いいたします。

【事務局長】 （先月の活動状況、農地異動状況、県許可の状況を報告した。）

【議長】 報告事項が終了いたしました。ただいまの報告につきまして、何かご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようでしたら、報告事項ですので、この程度にさせていただきます。

本日は、傍聴希望者がございませんので、このまま進めさせていただきますと思います。

それでは、議案書6ページ、5. 付議事項の日程第1、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。

受付番号1について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 説明の前に、議案書の一部修正をお願いしたいと思います。

受付番号1の申請事由の箇所のところでございますけれども、神奈川県の実業協力のため（世帯内贈与）とありますけれども、この括弧内の世帯内贈与を、世帯内の売買と修正をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

地の所有権の変更に伴う代替ということでお話を聞いています。■■■さんに関しては、お子さん、本人も含めて、十分に農業をやっているというので、経営の規模を維持するというのであれば、特に問題ないのかと思っています。

以上です。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 ■■さんの農家世帯としての状況についてでございますが、■■■さん、■■■さん、■さん、■■■さんの4人が農業従事者だそうです。経営主につきましては、令和5年の農家台帳において■さんになっております。農業への従事状況についてでございますが、農業経験年数は、■さん、■■■さんが75年、■さんが40年、■■■さんが12年だそうです。農業従事日数は、■さん、■■■さんが50日、■さん、■■■さんが300日だそうです。■■■さん世帯の現在の農業経営面積でございますが、自作地の田が■■■■■■■平米、畑が■■■■■■■平米、合計■■■■■■■平米でございます。次に、機械についてでございます。主要農機具といたしまして、トラクターが2台、耕運機4台、田植機1台、コンバイン1台、防除機6台、トラック5台を所有しております。取決めに従い、支障が出ないよう耕作する旨が申請書に記載されており、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題なしと思われます。そのほか、許可することができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関しましては特に問題ないと思われます。

以上です。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。16番委員。

【16番委員】 この土地は、現状、田んぼなのですが、よく管理されております。先ほど地区委員の方から言われたのですが、後から出てくる案件の代替地として、土地を売ってしまう、その土地の代替地としてこれを欲しいという状況みたいです。田んぼはよく管理されているので、特に問題ないと思います。

【議長】 それでは、受付番号2について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

面積でございますが、自作地の田が■■■■■■■■■平米、畑が■■■■■■■■■■■■■■■■■平米、合計■■■■■■■■■■■■■■■■■平米でございます。次に、機械についてでございます。主要農機具といたしまして、トラクターが2台、耕運機4台、田植機1台、コンバイン1台、防除機6台、トラック5台を所有しております。取決めに従い、支障が出ないよう耕作する旨が申請書に記載されており、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題なしと思われます。そのほか、許可することができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関しましては特に問題ないと思われます。

以上です。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。16番委員。

【16番委員】 3番目の案件なのですがけれども、2番目の案件と同じような状況です。

農地の状況なのですがけれども、田んぼとしてはよく管理されて、特に農業をやる上で問題ないと思ひます。

【議長】 それでは、受付番号3について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

【20番委員】 確認なんですけれども、先ほどの資料2-1と資料3-1の広域図の中の2のところの申請地、対象地、資料2の丸で囲ってある。これと資料3のところ、資料3の広域図も同じ資料だと思うんですけども、資料2の対象地のところの、元が資料3-1ということですか。対象地、変更する前。この田んぼの割が中間になっているから、元が資料3-1で、これで今度、黒のところの真ん中のところへ資料2-1のように対象地としたということですか。

【議長】 もう1回、すみません。

【20番委員】 ここ、6枚、資料3-1のほうの、先ほどの前の資料2の対象地のところは6枚割になっているじゃないですか。3枚、3枚みたいに道を挟んで。2のほうは3枚、3枚分かれているところの真ん中に入っているけど、これはこれで別に。どっちがどうなのかがよく分からない。もともとは真ん中の。今回、2-1の真ん中が対象だよということ。確かに資料2と3では、こ

の図面で。

【事務局長】 資料2-1のほうを見ていただいて、案内図ですね、広域図に落ちている位置と、次のページの公図を照らし合わせると、簡単に言うと、横に道があって、水というのがあって、■■■の農地はここだよと、ただ、ちょっとずれているんじゃないのと、案内図、広域図のほうはずれているんじゃないのかということだと思いますが、多分、広域図の対象地となっているところに、南北に線があって、この公図上でいくと、■■■の南に■■■と■■■があって、ちょっとこの辺がどうかなどは思うのですが、広域図のほうが見にくかったら申し訳ございません。ただ、いずれにしても、公図の一番北側、■■■■番地、これ、道路ですね、■■■■■という、公図の一番上の、ちょっと左のほうにあると思います。これは道路になりますので、このつらからいくと、道路を含めて3枚目なので、場所的にはもしかしたらもう少し対象地というのを落とすのが西側になるのかなとは思われますが、この広域図の中では、大体の位置ということでお示しをさせていただいていますので、それでご勘弁をいただきたいなということでもよろしいでしょうかね。案内図、広域図なので、若干ずれていたら申し訳ないです。ただ、公図のほうで、場所は示させていただいていますので、それでご勘弁いただければなど。

【20番委員】 公図のほうが正しい。

【事務局長】 もちろん公図が正しいですね。話が出ましたけれども、資料3についてはこちらで問題ないと考えております。

以上です。

【議長】 ほかに意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号3について、採決をさせていただきます。

許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可といたします。

次に、議案書7ページ、日程第2、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主任主事】 こちらは、令和5年10月の定例総会において継続審議と判断された案件でございます。

受付番号11、申請地は、食の創造館南側でございます、大谷■■■■■
■■■■■、登記簿地目、田、■■■平米、ほか8筆、合計■■■■■平米、
議案書のとおりです。転用者は、中新田■■■■■■■■■、■■■■■■■■■
■■■■■、代表役員■■■■■、譲渡人は、今里■■■■■■■■■■■■■■■、■■■■■、
ほか4名、議案書のとおりです。転用の目的は、駐車場、権利の種類は、所
有権の移転です。現地の案内図及び写真につきましては資料5-1、そのほ
か、公図、土地利用計画図等につきましては、資料5-2から5-7までを
お配りしております。

こちらの案件については、譲受人である■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■は、令和
5年6月30日まで、海老名市中新田■■■■■■■■■■■■■■■、ほか30筆、■■■■
■■■■■の西側に約240台分の駐車場を借りておりましたが、契約切れにて
返却されました。早急に代替地を探していたところ、■■■■■■■■■から約2
80メートルくらいの位置に、返却した駐車場台数が何とか賄える土地が購
入できることとなったことから、本件申請に至りました。なお、本地を選定
した理由については、■■■■■■■■■の会員が全国におり、早急に返却した駐
車場の面積をカバーしたいということからとなっております。

続いて、本申請地の農地の立地基準については第3種農地になります。別
紙資料5-1の中段に記載してありますとおり、こちらは農用地区域外で、
甲種農地の要件に該当せず、南側道路に上水管、下水管が埋設されている沿
道の区域にあり、かつ、申請地からおおむね500メートル以内に、■■■■
■■■■■及び■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■が存することから、第3種農地と判断できま
す。

先ほど令和5年10月の定例総会において継続審議になった理由としては
、次の3点でございます。1、申請地に残る農地の排水計画の見直しを図る
こと、2、地権者及び地元今里地域の生産組合等へしっかりと説明していた
だくこと、3、その説明内容に対する確約書及び確認書が必要であることか
ら、継続審議となりました。

継続審議以降、代理人の者が再度農地の地権者と地元の農業者の方々と協

議を重ね、従前までの農地の水の流れや申請地の東西に横断している市道 977号線の舗装や側溝のメンテナンス等を含め、その内容を協議したことの意見や説明、要望等を踏まえた結果が、資料5-4の土地利用計画図の内容となりました。

資料5-4を御覧ください。図は、左が北を指しております。申請地に残る北側の農地、■■■■■と、南側にある農地、■■■■■の排水の計画ですが、従前から、西側の田んぼから田越しで東側へ水が流れるようになっておりましたが、北側の農地、■■■■■は、申請地、北、南の■■■■■の北側の出入口付近に自費施工でU字側溝を設置し、東側の水路へ排水する計画となっております。そして、さらに少し南側へ、場所は多少前後しますが、横断暗渠を設置し、東側の水路へ排水するような計画となっております。また、南側の農地、■■■■■も同様に、申請地の■■■■■の南側、場所は多少前後しますが、横断暗渠を設置し、東側の水路へ排水する計画となっております。こちらは全部で3か所の排水計画となりました。また、地元の農業者や地権者からの要望等もありまして、申請地の中心を東西に横断する市道977号線の全面をアスファルト舗装とし、将来を見据えて道路の幅員を南北にそれぞれ10センチのセットバックをすることとなっております。なお、地権者と今里地域の生産組合長からの確約書及び確認書は提出済みであり、それぞれから了承を得ております。

よって、これらのことを踏まえまして、今回の駐車場としての転用計画は、駐車場としての台数の変更はなく、排水の関係以外では大きな変更等もなく、誓約書等により、許可後の転用目的どおり、使用の制約や近隣農地所有者からも一部同意を得ており、海老名市住みよいまちづくり条例の協議も締結済みで、転用が不確実とされる要因は確認できず、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われれます。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、地区委員の意見をお伺いいたします。地区は大谷ですが、周辺農地は今里地区の生産者がほとんどでございます。まず、今里地区の委員として何か意見があればお伺いいたします。19番委員。

【19番委員】 去年ですけれども、開発業者と、あと、今里の代表者との間で話をして、大きく変更したのが隅切りの部分と、あと、977号線の道路に対して3.7メートルしかない道路幅員を4メートルにしましょうということで、擁壁のセットバックをするということで話が決まりました。1月8日に、再度、図面の変更ができていくかどうかということを確認しまして、これは道路整備課と話し合いは終わったと、最終図面だということで、図面を確認して、全てのことにあつては了承したということになります。

地権者の■■■さんのほうも、田んぼの排水に関しては、250の横断暗渠でもって駐車場のところを横断していくと、この管理に関しては■■■■■が行うということを確認として文書として載っていましたので、これはオーケーということで、これも確認いたしました。

最終的にうまくどうにかまとまったのですけれども、やはり課題は残していますので、今後、3,000平米以上の農地転用に関わる開発行為に関しては、やはり十分審議をしていただきたい。地元と開発業者との間で十分話し合いをしないと、こういった形でずるずるいってしまう、それともう1つは、今の海老名市のシステムでは、開発業者側が申請を出すと、そのまま前へ進んでいってしまいますので、最終的に協議が終わった段階でまたああだこうだと言っても、もう元には戻らない、そのためには、開発が始まる前に、事前の協議の中で確認をしていただきたいと思います。特に農業委員の方は大変だと思いますけれども、できましたら、自分で考えずに、いろいろな方たちと相談をしていただきたい、特にこういう農業委員会の場でも相談の場にもなりますので、こういうところを利用していただきたいと思います。

以上です。

【議長】 貴重な意見、ありがとうございます

それでは、大谷地区の委員として、何かご意見がございましたらよろしくお願ひいたします。7番委員。

【7番委員】 特にございませぬ。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺ひいたします。16番委員。

【16番委員】 現地を見てきました。2枚残っちゃっているのですけれども、前回の懸案事項が、生産組合とか、排水の問題とか、いろいろ課題があつたのですが

転でございます。現地の案内図及び写真等につきましては資料7-1、そのほか、公図、土地利用計画図等につきましては、資料7-2から7-12までをお配りしております。

以上です。

【議長】 提案説明が終わりました。

地区委員の意見をお伺いいたします。18番委員。

【18番委員】 先ほどもお話ししましたが、1月5日に、■■■■■の担当者の方が自宅のほうに説明に来まして、大規模な開発ということで、先月も社家のほうでありましたが、それと同じような開発の大きさだと思います。1件だけ賃借権がありますが、担当者から聞いた話ですと、■■■■■が嫌で売りたいというところがあるのですが、周りの方がみんな売りたいという話の中で、1人だけというところでは、話が進まないですよねというところで、やむなく賃借権という形でこういう形まで至ったということです。

開発については、周囲の環境については、北側に■■■■■の流通倉庫がそもそもありまして、そこと同じような形で周りの環境を整備していきますと、なので、用水路等に関しては、■■■■■というか、既存のままそれをとって、田んぼとかがないので、田んぼの入り水とか出水はないのですけれども、道路とかの排水ということで、一応用水路はとっておきます。あと、途中、開発に当たるところの西側に、下以降の田んぼの水路があるのですけれども、そこに関しての草が出てしまうというところで、その話もしたのですが、一応その部分の草は意識はしてもらえるとということなのですが、やはり所有していない土地というところで、そのところをどうするかというところは、もともと開発申請を下ろしてもらうときに、市のほうから、その用水路のところの草等を管理してくださいと言われれば、仲介する■■■■■のほうでも、それを刈ってもらう業者のほうに言えるんですけどという話はあったんですね。今後どうしていくかというのは、一旦は草刈りと、その草を、所有しているところの部分での草は意識はしてもらえと思うのですけれども、所有していない土地の部分に関しては、今後いろいろ問題になってくるのかなと、ちょっと思っています。一応話を進めてきたところの結果、結局、土地を売りたい人も、後継者がいないとか、いろいろな背景も

うかね。田んぼに対する影響。日照条件、何度ぐらいで、冬場の場合の東側の田んぼに対する影響ですが。

【主任主事】 近隣に対する農地の同意書というのは得られていないのですけれども、事前の住民説明会だとか、まちづくり条例を含めて、注意しろという、そういった指導は特になされていないのですけれども、近隣住民からの反対等は特に上がっていないことは確認しております。

【3番委員】 実際に東側に道路1本入っているので、そうすると、隣地の承諾とか、そういうのがなくなるわけですね。私も東側に、1本北側にあるのですけれども、日照に影響ないというような説明が前回もあったのですけれども、

が北側にあったときも、やはりつくっていて、夏場というのは、2時以降、日影になってしまったりするので、東側の方に道路1本挟んだことによって、隣地の説明会も来ていると思います。書類で、行っていると思います。ですけど、説明会とか何かに呼ばれない形がちょっとあるので、第1種農地の中にこういうものを建てるということは、法律上オーケーなのでしょうけれども、その隣はやはり農業をきちっとやっている方が多いので、そういった意味では、そこには注意を払って、こういうものができた場合は、農地に対する日照の問題とか、そういうのも少しつけてもらったほうがいいのかなと思います。

【事務局長】 手元に資料がないのですけれども、基本的に農地に限らず、宅地にしろ、恐らく開発行為の審査の基準、県の土木事務所のほうで、検査の基準である程度、その辺がクリアされているでの許可、開発の許可が見込まれるというふうには判断していますが、ただ、それが農地の場合だと、時間でどのぐらい日照時間がなければいけないとか、宅地だと何時間かとか、それまでは把握していないのですが、基本的にそういう日照の問題は、先ほどの■■■■■■もそうですけれども、日照が出てきますので、その辺は何らかの形で、開発のほうで審査がされているのかなというふうには判断しています。ただ、それじゃ嫌だよとか、それでいいよとかというのは、隣地というか、日照条件の影響を受ける農家さんがご判断されて、同意する、しないというご判断なのかなというふうには思っております。

以上です。

【14番委員】 ちょっと話がそれるかもしれませんが、現実問題、つくってしまった後はどうしようもないんですよ。うちの今ある道路沿いにある温室も、■■さんが建てる前は、相談しましょうというお話で建てたはずだったんですが、現実、うちも、夏は2時半ぐらいから温室の中は真っ暗なんですよ。何度かお話をさせていただいて、そういう話をしたのですが、結局、以前が幾ら、どのぐらいの花がどれだけあって、どれだけの収益が上がった、今度、それが建ったことで、暗くなったことで、幾ら、どれだけの被害をこうむっているという、現実のそういうものを出不さない限りは相手にしていただけなかったの、やっちゃった後にきっと多分どうかこうとか言っても、相手にしてくださらないのが現実なので、もしそういうことがあるのだとすれば、早めに手を打たないと、さっきの話じゃないですけど、後の祭り、そういうふうにならないようお願いしたいなと思います。

【主任主事】 今回の意見を踏まえて、代理人によく説明させていただきますので。

【2番委員】 道路1本で、言える力というか、それは少し弱くなるわけですよ。そこいらを、道路1本で区切るのではなくて、建物を中心として半径100メートルとか、200メートル範囲内の農地とか、その人たちには説明会に呼ぶとか、そういう形を道路で区切るのではなくて、そういうふうにしたほうがいいんじゃないかなと私は思います。意見として。

【事務局長】 今、話をしているのは、農地法における審議というか、農業委員会で条件を出す出不さないという話ではなく、いろいろな制度の中で、もう少し隣地の方の意見とかを取り入れるべきじゃないのかとか、取り入れるまでもなく、説明をするんじゃないのかとか、説明しろと、そういう話になりますので、うちのほうから、海老名市の場合には、関係部署に対して、もう一度、こういう意見があったと、前もそうですけれども、話をさせていただきます。

あと、先ほどの草の話も同じでございます。民地だったら、開発した後、新しい所有者が草刈りをするのは当然なのですが、民地には草が生える場所がなく、水路等、官地になりますので、官地といっても、水路だけが官地なわけではなくて、水路の横つらも官地になっているわけで、そこに草が生えるという形になりますので、これは当初から、農政部局のほうが開発の担当のほうとなるべく草を刈ってくれよという話は再三言っているのですが、先

ほどありましたように、自分の土地には草が生える場所がないと、官地だろうと、U字溝の隣といったって市の所有じゃないかということになると、業者はそういうふうに言ってくればやりますよと言うかもしれませんが、基本的には市の官地の草を何で俺たちが刈るんだというふうな思いがありますので、現在はそんなになっちゃっているのですが、こういう意見があったよということで、再度、また農政部局のほうに話をさせていただいて、転用した後も、官地かもしれないけれども、自分の敷地の横に出ている草を刈っていただくような指導というか、条件みたいなものが付せるかどうかを含めて、話はさせていただきます。

以上です。

【議長】 ほかに質疑のある方。

【19番委員】 先ほども話があったんですけども、最初に農業委員会の事務局のほうに話は持ってこないんですかね。どうしても、開発だから、まちづくり課のほうに行っちゃうんでしょうかね。要はこういう物件がありました、来ました、まず、農業委員会のほうで話を聞いて、この開発に関して問題ありませんかというふうなことを業者が聞いてくればいいんですが、普通聞かないで、そのまままちづくり課のほうに持っていっちゃう。まちづくり課のほうは、開発行為なので、そのまま粛々と進めていってしまう、後になって、こっちへ案件が入ってきても、その頃にはもう遅いというふうな状況が多いんですよね。海老名市の場合は。

【議長】 暫時休憩とします。

(休憩)

【議長】 それでは、再開いたします。

ほかに質疑、意見はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようでしたら、受付番号2を許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可相当といたします。

次に、議案書11ページ、日程第4、議案第4号 引き続き農業を行って

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号1について、質疑のある方。

【19番委員】 この土地は、道路が接道していませんけれども、接道はないんでしょうか。人の土地に囲まれちゃっているような敷地。

【主事】 こちら、屋敷内でございますので、接道はない状態になります。

【議長】 ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号1について、採決をさせていただきます。賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書13ページから14ページ、日程第6、議案第6号 農用地利用集積計画(案)について「貸し借り」を議題といたします。

お諮りいたします。今回審議する計画案は全部で5案です。貸し借りを継続する計画案は3案、新たに貸し借りを始める計画案は2案であります。そこで、効率よく進めるために、初めに、新たに貸し借りを始める新規の2案について、説明、質疑、意見、採決を一括で行い、続いて、継続の3案についても、説明、質疑、意見、採決を一括で審議したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、そのように進めさせていただきます。

それではまず初めに、議案書13ページ、新規の2案について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主事】 農用地利用集積計画(案)について、改正前の農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸し借りについて、当事者より申出がありましたので、農用地利用集積計画(案)を上程いたします。この審議を経て、海老名市に対し計画(案)を送付しまして、農用地利用集積計画を定めるよう要請いたします。

。海老名市は、それに基づき、農用地利用集積計画を作成し、その公告があったときに権利の設定の効果が生じます。海老名市では、この貸し借りの期間につきましては、便宜上、全ての終期を12月末としております。

それでは、先ほどご審議いただきました順で、まず新規計画についてご説明します。

受付番号2、借り手は、海老名市中河内■■■■■■■、■■■■■、貸し手は、熊本県玉名市■■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■、■■■■■■■、貸し借りする農地は、社家■■■■■■■■■■■、現況地目、田、面積、■■■■■■■■■■■平米、ほか1筆、議案書のとおりです。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、令和6年2月1日から令和8年12月31日までの3年間です。こちらは農業振興地域内、2件の新規の計画となります。

続きまして、受付番号3、借り手は、海老名市中河内■■■■■■■■■、■■■■■■■■■、貸し手は、海老名市社家■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■、■■■■■■■、貸し借りする農地は、海老名市社家■■■■■■■■■■■、現況地目、田、面積、■■■■■平米、ほか1筆、議案書のとおりです。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、令和6年2月1日から令和8年12月31日までの3年間です。こちらも農業振興地域内、2件の新規の計画となります。

以上、受付番号2、3につきまして、1月16日に事務局で現地調査を行いましたところ、現地は農地として適正に管理されておりました。また、借り手は認定農業者であり、農用地利用集積計画の法定要件が定められている改正前の農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われまます。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、質疑のある方は一括でお願いいたします。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、一括して意見のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、新規の2案について、一括して採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手多数であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、継続の3案について、事務局から説明をお願いいたします。

【主事】 継続につきましては、議案書13ページから14ページになっておりまして、受付番号1及び14ページの受付番号4、5の合計3件でございますが、継続の案件でございますので、説明は議案書のとおりとさせていただきます。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

質疑のある方は一括でお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、継続の3案について、一括して採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、一括して承認といたします。

暫時休憩といたします。

(休憩)

【議長】 それでは、再開いたします。

次に、議案書15ページ、6. そのほか、法に基づく許認可等の審議によらない案件の(1)農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に係る意見書について を案件といたします。

それでは、事業計画変更申請に係る意見書について、事務局から説明をお願いいたします。

【主任主事】 説明に入る前に、冒頭でお話があったとおり、本日、追加で配付させてい

今回の総会において、農業委員の皆様の見解等と、それから、周辺農地における影響についてを（案）として作成しましたので、慎重なるご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。地区委員の見解をお伺いいたします。20番委員。

【20番委員】 今説明がありましたように、案件としては4年前ということで、既にフェンスの高さ、U字溝設置なしとか、変更された状態で経過していきまして、近隣のほうの、生産班長等、先ほど言われましたけれども、立会いの下、近隣の意見等も確認しまして、現状、問題は出ていないよということと、あと、補足事項として、先ほどごみのコンテナ等、除草等ありますが、ほかには特段、近隣に苦情等が出ていないということから、事務局の提案どおり、変更か承認かというふうに考えます。

【議長】 それでは、現地調査班の見解をお伺いいたします。16番委員。

【16番委員】 この物件を見てきました。ここにあるように、周りが3メートルぐらいの高いフェンスに囲まれているのと、内部は砂利じゃなくてアスファルトの舗装になっています。置かれているものは、足場用のパイプというのがいっぱい置かれているような感じでした。用排水の問題が特になければそのままというか、変更やむないんじゃないかなというふうに思います。

【議長】 それでは、意見（案）について、質疑のある方。

【19番委員】 農転の完了届が出ていなかったということなんですけど、完了届が出ていない時点では、農地の転用の登記はできるんですか。

【主任主事】 神奈川県の方から許可書が交付された時点で、それで法務局で手続きをしていただければ、登記の変更ができるようになっております。

【19番委員】 ということは、神奈川県が確認したというのは、何をもって確認したんですか。完了届ではなくて、開発の関係が終わったというような形で確認したんですか。

【事務局長】 神奈川県は何も確認できていません。要は、今言ったのは、転用の許可を取って、例えば5条、まず地目の変更、ある程度登記所は地目がまだ例えば田んぼのまま、駐車場になっていなければ、ある程度の段階が来ないと地目の変更、その後、所有権移転がある程度されてしまっていて、最後、完了届の

ほうが後になります。通常は。

【19番委員】 後になるんですか。

【事務局長】 通常はそういう流れが多いです。していないときもありますけど、一般的には、地目変更して、所有権変更して、終わったら、開発の場合には開発の完了届、農転は農転の完了届が一般的な流れになりますので。

【8番委員】 これ、最初はコンクリートブロックにプラスU字側溝とフェンスということだったのですけれども、3メートルの鋼板を立てるということになりまして、これも強度計算というのが必要なんですか。強度計算書が必要かというか、これ、3メートルあると、風が倒れたら大変ですよ。隣地の人に被害が出たりする場合がありますよね。そのときのための強度計算書というか、まずそういう基準はあるのかないのか、そういう計算書が必要じゃないのかとかということを知りたいのです。ほかでも時々見受けられますよね。こういうところはね。最近よく足場が倒れたとか、時々あります。

【事務局長】 その辺は今の段階では、事務局としてはご回答できません。

【議長】 暫時休憩とします。

(休憩)

【議長】 それでは、再開いたします。ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。

許可後の事業計画変更申請に係る意見について、意見(案)を承認することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認といたします。

次に、議案書16ページ、(2)農地造成工事施工届出書についてを案件といたします。

受付番号1について、事務局から説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 農地造成でございます。受付番号1番です。農地造成は、農地の切土、盛土によって農地等の形質を変更することを言いますが、海老名市では

土を使います。申請地の地図及び公図は資料 1 1 - 1、1 1 - 2 になります。資料 1 1 - 3、農地転用計画平面図でございますが、こちらは上が北、下が南でございます。資料 1 1 - 4 は断面図になります。西側の 1 面においては、隣地境界から長さ 1 メートル、斜度 1 2 度の法面にて処理し、北側は隣接地の高さとし、東側、南側においては道路の高さに合わせ、盛土の平均高さは 5 0 センチとなります。隣地の同意も得ており、問題ないかと思われま

す。

以上でございます。

【議 長】 説明が終わりました。

地区委員の意見として、私のほうからご説明をしたいと思います。

当用地は、駅から 5 0 0 メートル以内ということで、前、田んぼをつくっていたのですけれども、前に焼き肉屋さんがありまして、夜、大分光があつて徒長しちゃって、いい稲が、納得できる作物ができないということで、やむを得なく、畑として考えているそうでございます。土も、いい土なので、問題はないかと思われま

す。

以上でございます。

それでは、受付番号 2 について、質疑のある方はどうぞ。

（「なし」の声あり）

【議 長】 ないようですので、農地造成工事については了承としたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議 長】 異議なしと認めます。よって、了承といたします。

続きまして、受付番号 3 について、事務局から説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 それでは、受付番号 3 番です。申請地は、大谷南 ■■■■■■■■、登記簿地目、田、現況地目、田、面積、■■■平米、農用地区域外の田でございます。こちらの土地につきましては、令和 5 年 4 月 2 6 日に開催されました令和 5 年第 4 回定例総会におきまして、農地法第 3 条の規定による許可申請で案件に諮った土地でございます。土地所有者は、大谷南 ■■■■■■■■ ■■■、■■■■■、施工業者は、同じ住所地であり、土地所有者の父親である ■■■■■■、申請地を畑として利用するための田から畑への盛土の届出です。

内は常温、土台には鉄板を敷いて、その上にコンテナを設置するという
こと
であります。こちらは、令和5年11月の総会でお諮りしました同じ地番内
において農業用倉庫を設置したすぐ隣にこちらのコンテナを設置するとのこ
と
です。室内にはユーラックやポリ鉢等を保管する目的で建てられるよう
で
す。こちらの案件については、法令に基づく届出ではないこと、性質上、許
可
不要案件であることを確認するため、こちらに提出していただいたところ
で
ございます。現在、現地は農地として適正に管理されておりますので、特
に
問題ないと考えております。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

地区委員の意見をお伺いいたします。18番委員。

【18番委員】 こちらも、先ほどの9ページの中野■■■の所有権の移転に伴うところ
にも
ともと倉庫というか、コンテナが置いてありまして、それを11月の案
件
で建てた場所にコンテナを移転するというお話を■■■■■さんから1月
10
日にお話を聞きまして、そういうことであれば問題ないでしょうとい
う
ことで、一応お話を伺いました。

以上です。

【議長】 それでは、質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ござ
い
ませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、了承といたします。

次に、議案書19ページ、(5)生産緑地の斡旋について を案件といた
し
ます。

生産緑地番号55について、事務局から説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 生産緑地の斡旋についてでございます。生産緑地の買取り申出に対
し
て、市長は、買い取らない場合、当該生産緑地において農林漁業に従事す
る
ことを希望する者がこれを取得できるように斡旋することに努めなければ
な
らないとされておりまして、農業委員会へ斡旋の協力依頼が来ております

産緑地の買取り申出がされましたが、市では買い取らないことが決定されました。その後、市から農業委員会に対して斡旋の協力依頼が来ているところでございます。斡旋につきましては、まず委員の皆様、また、周囲、地区の方に情報提供をしていただきまして、買取りを希望されている方がいらっしゃいましたら、議案書でございますとおり、令和6年2月27日の火曜日までに事務局へご連絡くださるようお願いいたします。その結果を翌28日の水曜日に、海老名市都市計画課へ事務局から報告させていただくこととなります。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、斡旋の内容について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、斡旋がある期限までに報告していただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、そのようをお願いいたします。

次に、議案書20から21ページ、(6)農地転用届出による専決処分について を案件といたします。

20ページの農地法第4条の1件、21ページの5条の2件について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主 事】 農地転用届出による専決処分について、農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨が規定されておりますが、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっております。そちらを定めているのが農地法第4条第1項第7号と農地法第5条第1項第6号です。

では、議案書の20ページを御覧ください。農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和5年12月1日から令和5年12月31日までの間に届出がなされたものです。受付番号28の合計1件で、田が0平米、畑、469平米、合計469平米でございます。

続きまして、議案書の21ページを御覧ください。こちらは農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。届出期間につきましては、同じく令和5年12月1日から令和5年12月31日までの間でございます。こちらは受付番号46から47の合計2件で、田が0平米、畑が2,651平米の合計2,651平米でございます。これらにつきまして、専決処分で受理したことを一括してご報告いたします。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、一括して質疑をお受けいたします。

【8番委員】 今の説明で、畑が2,651というのは、どれとどれですか。

【主事】 21ページの受付番号46と47の筆数というと5筆の合計。

【8番委員】 合計、足したってそんなにならない。

【事務局長】 なるんじゃないか。2,651にならないか。2,081はカンマがないから分かりにくい。

【8番委員】 分かりました。

【議長】 ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、一括して了承といたします。次に、7.その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

【20番委員】 農政課のほうに、ちょっとこの前、秦さんにお話しした、地域計画の進捗状況というのは説明してもらえないかどうか。農政時報、これに地域計画どうのこうのとよく出ているじゃないですか。進めていると。今の進捗状況。報告と言ってはあれだから、説明、今、こういうふうになっていますよという途中経過。そうでないと、こう決まりましたと言ってこっちへ来るだけなんでしょう。本来は。

【事務局長】 今のお話というのは、今、私に説明しろと言っているのではなくて、海老名市がつくる、経営基盤強化促進法、法律に基づいて、一般的に言う地域計

画をつくっていくよと、それは市がつくるから農政部局の農政課だよと。ただ、その地域計画をつくるに当たって、農業委員も参画するような形で国も進めているから、どういうふうに今農政課が進めているか、今度とか、いつか説明を聞きたいよということによろしいですか。

【20番委員】 全然進んでいないのだったらいいけど。

【事務局長】 あまり進んでいないようです。海老名の場合。近隣はそうなんですけど。ただ、いずれにしても、地域計画をつくらなきゃいけない、それには農業委員さんもいろいろ参画をして、例えば地域をまとめる必要があればまとめるとか。あとは地図、農地の集約を見るとかありますので、農政課のほうから、ある程度の話が来るようになると思います。農業委員会にはこういうことをお願いしたいんだと、そのお願いの前に、事前の説明という形で、次回なり、その次なりに、説明の機会を求める話を今日させていただきます。

参考までに、今度、農業会議で、来月の9日ですか、県内の農業委員会の会長、事務局長及び市町村、これは農政課のことを言っているんですけども、地域計画に関する研修があります。それに会長と私が出席する予定でございます。

【20番委員】 まだ全然。

【事務局長】 この辺の市町村はそうですね。あまり意味がないというか、できないんじゃないか、みたいな意見があるので。そこも含めて、一度説明に来てもらうように話をいたします。よろしく申し上げます。

【議長】 ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 事務局からは。

【事務局長】 ございません。

【議長】 ないようですので、本日の定例総会は終了といたします。

それでは、2番委員から閉会のご挨拶をよろしく願いいたします。

【2番委員】 大変長時間にわたりまして慎重審議を賜りましてありがとうございました。以上をもちまして、令和6年第1回定例総会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

— 了 —